

次期国民健康づくり運動プランの見直しの方向性（案）

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針（平成15年4月30日 厚生労働省告示第195号）	次期国民健康づくり運動プラン（基本的な方針案） ※見直しの視点等
<p>○前文 ～ 方針の趣旨・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目指す姿～すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会 ・目的～壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上 ・趣旨～国民の健康（心身の健康）の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示すもの 	<p>※目指す姿は、10年後を見据えどう考えるか。</p> <p>※目的は、左の3項目のほか、追加すべきものがないか。</p> <p>※方針の対象期間や評価時期などを盛り込んではどうか。（対象期間～10年間＜H25.4.1～H35.3.31＞、評価時期～中間評価（5年度目）、最終評価（最終年度））</p>
<p>第一 国民の健康の増進の推進の基本的な方向</p> <p>一 一次予防の重視</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の疾病対策の中心であった二次予防や三次予防にとどまることなく、一次予防に重点を置いた対策を推進 <p>二 健康増進の支援のための環境整備</p> <p>1 社会全体による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭、地域、職場等を含めた社会全体が、個人の取組を支援することが重要 <p>2 休日及び休暇の活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人の休日等における健康づくり活動の支援や健康休暇の普及促進等の環境整備が必要 <p>三 目標の設定と評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学的根拠に基づく具体的目標の設定や目標達成のための諸活動の成果の適切な評価が必要 <p>四 多様な関係者による連携のとれた効果的な健康増進の取組の推進</p> <p>1 多様な経路による情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民に対する十分かつ的確な情報提供が重要。このため、多様な経路によりきめ細かな情報提供の推進が必要 <p>2 ライフステージや性差等に応じた健康増進の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の特性やニーズ等を十分に把握し、ライフステージや性差に応じた健康課 	<p>※基本的な方向として盛り込むべき事項についてどう見直すか。（項目の追加や順番の変更などを行うか。）</p>

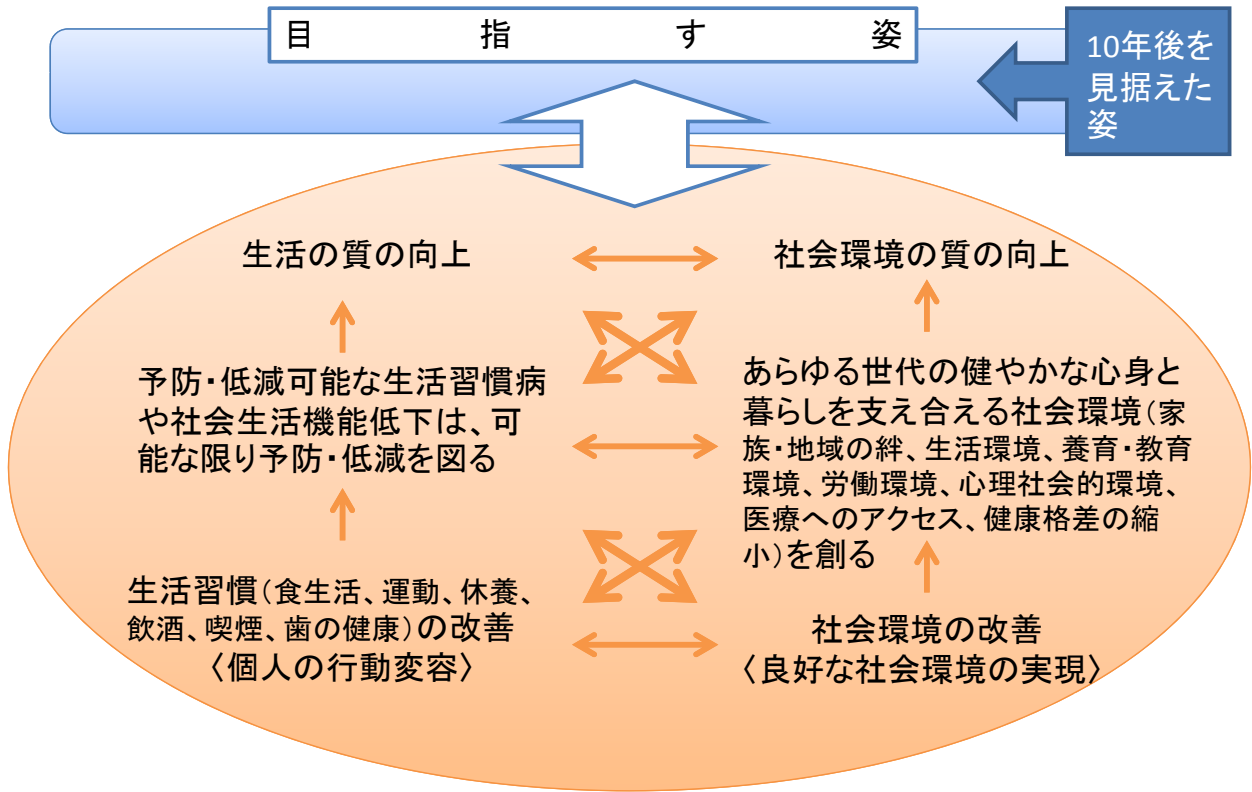
<p>題に対して配慮しつつ、乳幼児期からの健康増進の取組を効果的に推進することが重要</p> <p>3 多様な分野における連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働行政分野における健康増進に関する対策のみならず、学校保健対策やまちづくり対策、障害スポーツ分野における対策等、関係行政分野、機関等との十分な連携が必要 ・国、都道府県、市町村及び特別区、健康増進事業実施者、医療機関その他の関係者間の相互の連携も必要 	
<p>第二 国民の健康の増進の目標に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国～健康増進についての全国的な目標を設定し、広く周知するとともに、継続的に健康指標の推移等の調査・分析を行い、結果情報を還元することで国民の取組を支援 ・地方公共団体～全国的な目標を参考に、実情に応じ、関係者間で共有されるべき目標を設定 ・地域、職場、学校、個人等～これらの目標を参考としつつ、地域等の実情に応じて目標を設定し、そのための計画を策定することが望まれる。 	<p>※主要な指標について数値目標として盛り込んでどうか。</p> <p>※国、地方公共団体、地域等の役割などについて、変更・充実すべき点があるか。</p>
<p>第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 健康増進計画の目標設定 二 計画策定に当たって留意すべき事項 	<p>※現行を基本としつつ、変更・充実すべき点があるか。</p>
<p>第四 国民健康・栄養調査その他の健康の増進に関する調査及び研究に関する基本的な事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 健康増進に関する施策を実施する際の調査の活用 二 健康の増進に関する研究の推進 	
<p>第五 健康増進事業実施者間における連携及び協力に関する基本的な事項</p>	
<p>第六 食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及に関する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 基本的考え方 二 健康増進普及月間 	
<p>第七 その他国民の健康の増進に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 国民の健康増進の推進体制整備 二 民間事業者等との連携 三 健康増進を担う人材 	

※現行の告示の柱立て（第一から第七まで）は、健康増進法第7条第2項各号に掲げる「基本方針に定める事項」に基づくもの。

(参考)

次期プラン策定の枠組(案)

— 個人の行動変容と良好な社会環境の実現を通して、生活と社会環境の両者の質の向上を図る —



次期プランの目標設定の考え方(例)

